

容器包装リサイクル法 改正市民案



【中間のまとめ】補足

容器包装リサイクル法の改正を求める
全国ネットワーク事務局
山本義美

はじめに

- 戦後の高度成長により、貧困を克服し、物質的には豊かになりましたが、その過程で、大気汚染、水質汚濁、エネルギー不足、地球温暖化等々、環境問題が発生しました。
- このため、【大量生産→大量消費】型社会は、持続しないとの“危機感”が強(広)まっています。
- 特に、処分場問題は“ごみの問題”として、全国で、おおぜいの市民が取り組んでいます。
- この生活密着ごみの象徴が、使い捨て『容器包装』で、“市民生活(ライフスタイル)と環境との接点”といえます。

日本のリサイクルは進み

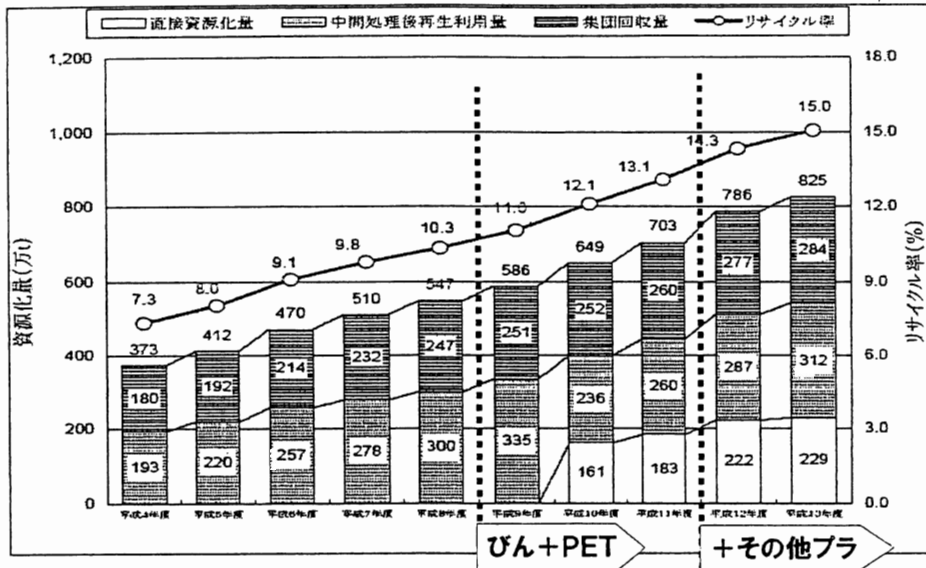


図-7 総資源化量とリサイクル率の推移

直接埋め立てる量は減りました

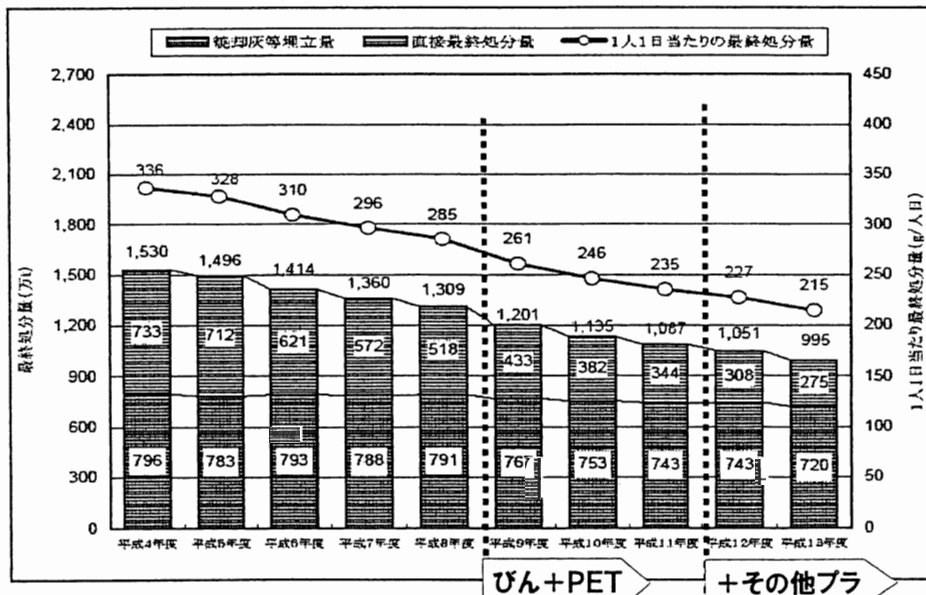
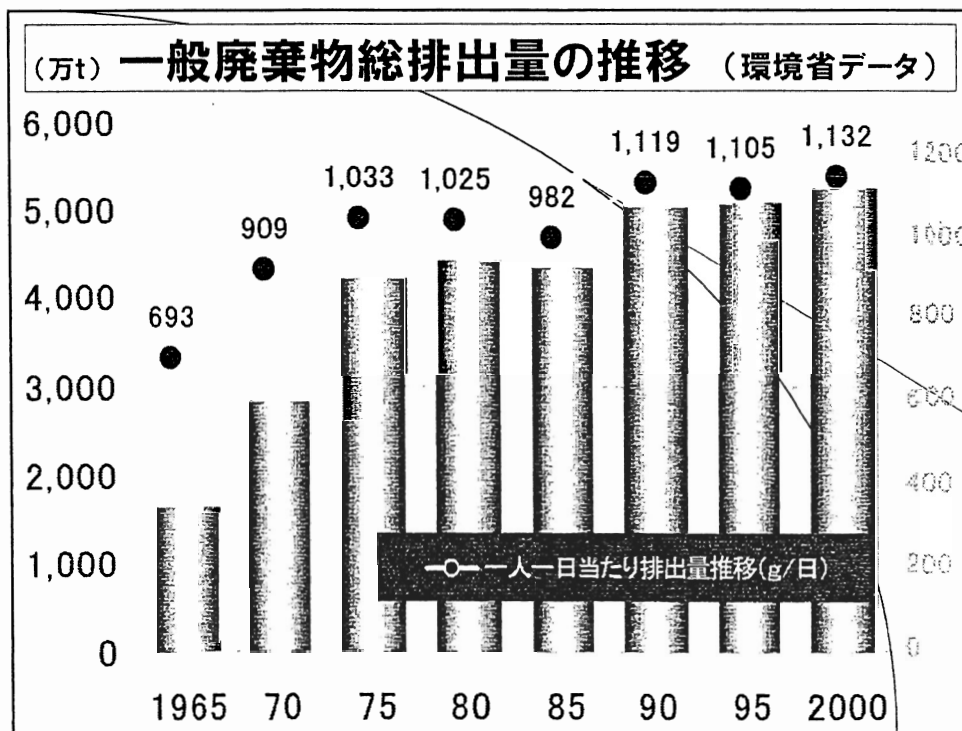
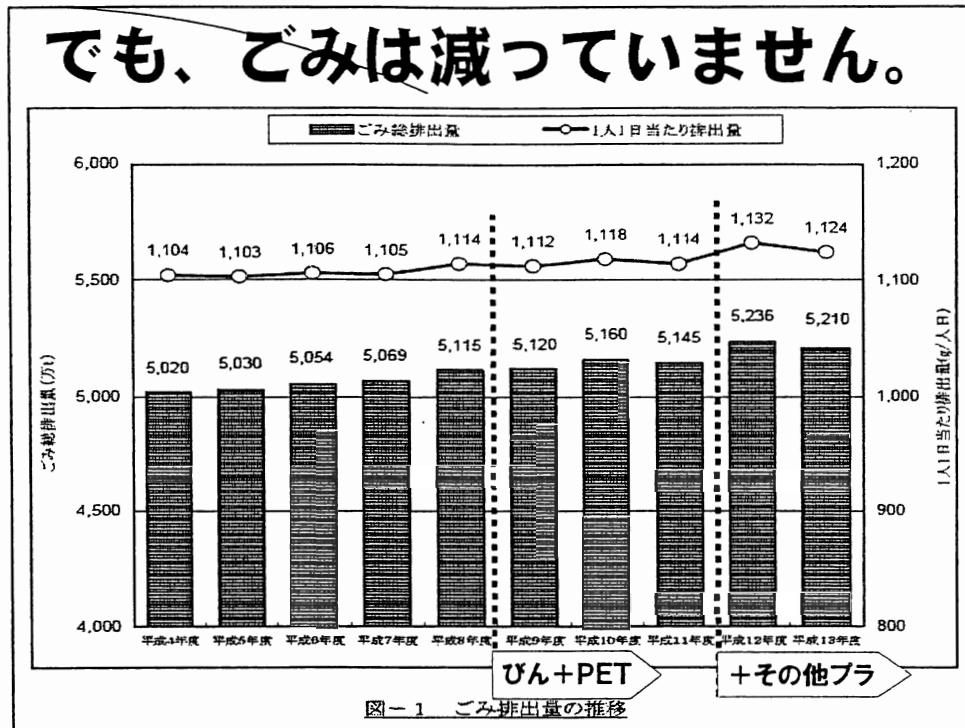


図-5 最終処分量と1人1日当たり最終処分量の推移



**こうした状況に
危機感を持つ市民が
『しくみを変えよう!』と
提案**

**国会請願署名に約100万筆
議会採択が300自治体
(人口カバー率5000万人)**

100万筆の請願署名

- 1) 収集・分別・保管費を製品価格に含める
- 2) 3Rの優先順位で推進する手法を盛り込む

請願項目1)⇒

『たとえば、商品価格の値上げにつながったとしても、
いまの税負担のリサイクルのしくみは止めよう!』

請願項目2)⇒

『もっとリデュース、リユースを優先する社会にしよう!』

⇒全国から100万市民の賛同を得ました!

**全国から寄せられた
市民の賛同意見を
具体的改正案に実らせるため
『改正市民案-中間のまとめ-』
を作成**

容り法評価と問題点

- ① 『逆有償』の問題を解消し、リサイクルを進め、
容器重量についての減量化を促し、
直接、埋め立てる量を減らしたことは評価されます。
- ② ところが、小型PETボトルの自粛も解禁されるなど、
プラスチック製容器の大量消費に歯止めがかからず、
『リサイクルしているから良いのでは』という
思い込みも広めることになりました。
- ③ しかも、税負担で収集しているので、
『作った人』にも、『ごみにした人』も痛みがなく、
事業者にも市民にも『真剣に、ごみを減らそう！』
という動機を働かなかったといえます。

改正市民案のスタンス

- ① 目指しているのは『持続可能な循環型社会』であり、暮らしと環境の接点である容器包装の見直しで、『大量生産・大量消費』社会からの転換点に。
- ② 3Rの循環を始めに推進できるのは生産者で、ごみになってから“後始末”するのではなく、生産者が、はじめにものをつくる段階で配慮する。
- ③ 見直しでは、『環境負荷の低減』を最優先課題とし、『循環コスト低減』と『容器間不公平解消』を追及。
- ④ 但し、見直しは、現行制度からの連続性を重視し、ソフトランディングすることに留意します。

改正市民案のポイント①

- ① 集めることも事業者の義務とします。
- ② 収集義務を担う事業者が、まずはじめに費用を負担し、事業者の内部努力を超えた費用は製品価格に含め、消費者が購入時に負担する“前払い”制度とします。
 - これにより、事業者には、環境負荷の少ない、循環コストの安い容器への転換や技術革新等を促します。
 - 市民には、循環コストを含む商品の購入を通じて、“循環コスト”や“環境配慮”を考える契機をつくり、ライフスタイルの見直しを促します。

改正市民案のポイント②

- ③ 自治体に対しては、
リサイクルの黎明期を担ってきたことを評価しつつも、
廃棄物からピックアップされて資源に変わった
容器包装の『リサイクル責任』からの卒業を求めます。
- ④ このため、自治体の分別収集については、
事業者からの委託業務に生まれ変わり、
収集・分別・保管の効率化・技術革新を進めます。
- ⑤ 但し、『地域の環境を管理する責任』は、
自治体固有の責務であり、
管理・広報責任として、リサイクルにかかわります。

改正市民案のポイント③

- ⑥ 市民や事業者の環境意識を高めるため、
国、自治体、事業者の情報公開を義務化します。
—『収集費』『入札価格』『残渣量』『再生品利用状況』『LCA』等！
- ⑦ ごみや環境負荷を減らすため、
経済的手法により、リターナブル容器を拡大します。
—経済的手法により、事業者の自発的採用を促進します！
- ⑧ リサイクルを効率化し環境負荷の低減を進めるため、
容器包装の定義や再商品化の手法を見直します。
—市民感覚に合わせ、クリーニング袋等も対象！
—容器包装の原材料とするリサイクルを優先！

『容器包装リサイクル法 改正市民案』 中間まとめができました

市民案と現行法の違いは...



私たち『容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク』では2003年10月より全国的な運動を進め、2004年6月、約100万筆の請願署名を国会に提出し国の見直しの動きを大きく加速しました。そして、請願署名の成果を「具体的な改正案」に実らせるため…<税金でリサイクルを進める法律（容器包装リサイクル法）>を<ごみを減らす法律>に変えよう!…と『改正市民案』をつくりました。

1 メーカー(事業者)は容器包装の収集に責任を持ちます

	収集	分別	保管	再商品化
現行法	自治体負担＝納税者負担			生産者負担
改正法	生産者負担＝消費者負担			

今 は缶やPETボトル、トレイなどの容器包装の資源収集は市区町村の仕事。つまり、私たちの「税金」で収集して、メーカーは再商品化の費用を負担するだけなのよネ。



それはおかしいよ
容器包装の収集は
ホントは誰の責任
かってことだ
よネ

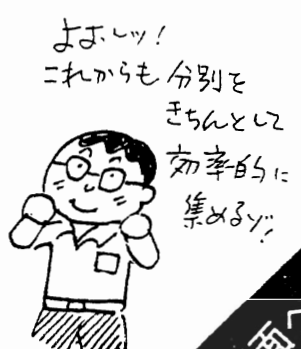


市 市民案では、収集もメーカーの責任となり、自分で集めるか収集費用を負担する方式に変わります。事業者がどのくらいのリサイクル収集をすればよいか、国が「収集義務率」を定めます。

す くゴミになる容器に入ったものは買わないようにしている人も、PETボトルやトレイにのった食品をどんどん買う人も、同じだけ税金が使われるのは不公平!



容 器を作るメーカーや中身メーカーが収集費用も負担して、商品価格に上乗せされるから、その商品を買った人の負担になります。だから、リサイクル費用が安い容器や環境に良い容器が売れるようになります。



2

リデュース(発生抑制)→リユース(再使用)→リサイクル(再資源化)の優先順位で推進する。そのためのさまざまな手法を盛り込む

	リデュース	リユース	リサイクル
現行法	優先規定無し	第18条(自主回収認定)のみ	税負担(社会的費用)回収
改正法	3Rの優先順位を明記	さまざまな手法の導入	収集費用の生産者負担

リサイクルもいいけれど、本当に環境にいいのは繰り返し使うリユース容器よね？



リユース
ネラルウォーターやビール、お酒などは、徐々に環境に良いリターナブル容器に変えていくように「利用率」や「回収率」を国が定めます。

他にも

「ど」の容器が環境に良くて、どの容器が悪いのか「私の町ではどのくらいリサイクル費用を使っているのか」etc. もっとわかっていたら、商品を買うときの目安になるのになあ。



改
正案では、国も市区町村もメーカーも、リサイクルの情報を全部公開するよう義務付けます。

今
のやり方だと、クリーニングした服を包んであるビニールやダイレクトメールの袋は、中身が商品ではないから包装ではないということで、リサイクルできないんですよ？



市
民の感覚に合わせて、リサイクルの対象品目を増やして、こうしたものもリサイクルできるようにします。

『容器包装リサイクル法 改正市民案』中間まとめの詳しい内容をご希望の方は、ホームページでご覧いただけます。インターネットをご利用にならない方は、プリントをお送りしますので、お申し出ください。

■ 意見・提案・質問などお気軽にお寄せください ■ 10月31日(水)までをお願いします

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク事務局

E-mail reuse@citizens-i.org tel/03-3234-3844 fax/03-3263-9463

http://www.citizens-i.org/gomi0/